近世神門郡乙立村における神職神楽（一）
―神楽関係史料の翻刻と分析―

錦織稔之

はじめに

神門郡乙立村とは、現在の出雲市乙立町に当たる。出雲市域の南部山間地域に位置し、神戸川に貫かれた両岸の集落から構成されている。町域の北部にある「立久恵峡」は景勝地として知られ、国の名勝および天然記念物に指定されている。

この度、比布智神社所蔵史料の内、島根県立図書館刊行の『比布智神社文書目録』（二〇〇三年刊）に登載されなかった史料群についての調査を行い、乙立村で江戸時代に行われた神楽の役指帳二四点をはじめ、神楽関係史料を多数確認することができた。同一村内で行われた神楽の役指帳が、これほどまとまって見つかることは過去に県内では例がなく、しかも天明元年（一七八一）から慶応三年（一八六七）に至る長い期間にわたっての神楽の変遷を追うことが可能になった。

なお、乙立村で行われた神楽関係史料が、なぜ比布智神社に遺されていたのかをまずは簡潔に記しておきたい。江戸時代、概ね出雲国内六郡半の神社は社頭（触頭）の杵築大社（現出雲大社）の触下に、三郡半の神社は同じく社頭（触頭）の佐陀大社（現佐太神社）の触下に位置付けられていた。神門郡は杵築大社の触下であり、郡内の神社は六幣頭の管掌下に置かれるか、または幣頭の管掌を受けない「一社立」として扱われるかに分かれていた。[1] 神門郡下古志村（現出雲市下古志町）に鎮座する比布智神社は、この幣頭社に位置付けられており、江戸時代を通じて同社神主の春日家が幣頭を務めていた。そして比布智神社の幣下に乙立村の神社は置かれており、それ故に乙立村の神楽関係史料が比布智神社に遺されていたのである。

紙幅の関係で二回に分け、今回は天明元年（一七八一）から文化十三年（一八一六）までの神楽役指帳を中心にその関連史料を含めて翻刻するとともに、様々な角度から分析と考察を試みたい。

一　乙立村の概要

（一）位置・地勢・人口

まずは乙立村について概観しておきたい。宝暦四年（一七五四）の「神門郡南方万差出帳」によると、本田高二二五石余・新田高二四石余、田は本田・新田合わせて八町七反余、畑は一一町余。人数は七六八人で、家数は一四二軒とある。「皇国地誌」編纂に当たって明治十八年（一八八五）に県へ提出された「乙立村誌」では、田は六三町一反余、畑は四三町八反余、宅地は八町四反余、山林は九六五町七反余で、人数は一一四九口、戸数は三三一戸となっている。この間、一三〇年ほどで人口は約一・五倍に増加している。その後も人口は着実に増えていくが、昭和三十年（一九五五）の一六八〇人をピークに減少に転じていく。[2]

現在の乙立町は、総面積が約一八・六八㎢、地目の内訳は山林が約八六・六％を占め、田は約六・八％、畑は約四・九％、宅地は約一・二％である。[3] 人口は五一三人、世帯数は一八二世帯を数える（令和二年「国勢調査」）。

（二）現在の小字と江戸時代の組

現在の乙立町は七つの小字で構成されている。神戸川の上流から順に、向名（むかいみょう）・殿（とのがわうち）川内・田代（たしろ）・森原（もりはら）・立久恵（たちくえ）の集落が連なり、また、田代で神戸川に合流する見田原（けんだばら）川の上流に見田原（けんだばら）・上田代（かみたしろ）の集落がある。これに対して、江戸時代の乙立村は五つの「組」から成り立っていた。田代と上田代は併せて田代組であり、森原（旧名向原（むこうばら））と立久恵（旧名下原）は併せて原組と呼ばれていた。つまり、向名組・殿川内組・田代組・原組・見田原組の五つの組で構成されていた。

二　乙立村内の神社と奉仕する神職

（一）乙立村内の神社について

現在乙立町内に所在する神社で、神社本庁に加盟し、島根県神社庁の管轄下にあるのは笈（おい）神社だけである。この笈神社に町域内の神社が合祀されたのは明治四十二年（一九〇九）のことであり、それ以前には複数の神社が村内で祀られていた。また、笈神社が田代の現社地に移転・新造されたのは大正四年（一九一五）のことである。旧社格は村社。現在、同社の例祭は十月十八日に執り行われ、祭神は次の通りである。(4)

笈神社	（主祭神）伊弉諾命・伊弉冉命	※旧社地	原組下原
合祭　小倉八幡宮	（主祭神）譽田天皇	※旧社地	殿川内組
合祭　立久恵神社	（主祭神）大山祇命・猿田彦命	※旧社地	原組下原
境内社　山王神社	（主祭神）大己貴命	※旧社地	殿川内組
同　天神神社	（主祭神）菅原道真公	※旧社地	原組向原
同　大歳神社	（主祭神）大年神	※旧社地	原組向原

乙立村の神社について通観した史料としては、享保二年（一七一七）成立の『雲陽誌』が確認できるところで最も古い。同書中の神社記載部分は次の通りである。

笈権現　伊弉冉尊を勧請す、本社八尺四方南向、拝殿二間に三間、貞享元年造営棟札あり、この所を笈山といふ故に神の号とす、祭祀六月十五日・九月廿九日なり、麓に潮谷といふ所あり、岩間より出る水に潮の風味あり、生祖岩といふ所神石あり、高さ一丈余周三丈余、由来しれす、

小倉八幡　宇佐の神を勧請す、本社五尺四方南向、拝殿あり、祭日十月九日、

山王社　本社三尺四方、寛永二年造立、祭日十月廿三日、

荒神　見田原といふ所に祠あり、

大歳社　二尺はかりの社向原にあり、

天神　道眞公をまつる、十月廿五日祭あり、

山祇社　大山祇神をまつる、

この他に、「立久恵山」の記載文中に「岩窟の内に権現鎮座の保古良あり」とも記されているので、村内に八社祠が存在したことを確認できる。

次に紹介するのが、宝暦十四年（一七六四）に記された「神門郡古志郷比布智社并末社幣下抱之社差出帳」である（後掲「史料編」の**【史料1】**、以下「宝暦差出帳」と略記）。これは藩命により、まず乙立村の神主が(5)村内の神社について幣頭春日藤枝に報告し、それを幣頭春日藤枝が、本人抱社分と各幣下報告分を一冊にまとめて社頭の杵築大社へ差し出したものである。正本は差し出されているので、本書はその控えに当たる。

両書を補い合うことで多くの情報を知り得ることができるが、ここで注目しておきたいのは、「宝暦差出帳」にのみ記された「惣御﨑社」(6)の存在である。「此社中古中絶ナシ」とあるので、既に『雲陽誌』の頃には存在していなかったと思われる。ただし、「小倉社ニテ修行スル夜神楽モコノ社ノ夜神楽ナリ」という記述と、「小倉八幡社」の項目に記されている「三年ニ一度夜神楽アリ」という記述から、小倉八幡社において三年に一度行われる夜神楽は、惣御﨑社のための神楽であったことが分かる。

（二）乙立村内の神社に関わる幣頭・神主・位智について

「はじめに」でも触れたように、乙立村内の神社は、幣頭社である比布智神社の幣下に置かれていた。「宝暦差出帳」によれば、比布智神社の氏下は下古志村・上古志村・芦渡村・松枝村の四か村に及び、これら四か村に鎮座する神社はすべて末社と位置付けられ、同社は「古志郷宗社」と認識されていたと見える。加えて、幣頭の管掌域となると、先の四か村だけでなく、大島村・乙立村も含まれることになっていた。[7] 比布智神社には、幣頭兼神主の春日家（当時は春日藤枝）の他、蓼取兼位智の三野瀬家（当時は三野瀬對馬）、位智の春日家二家（当時は春日加納・春日益衛）など多くの社家が奉仕していた。もっとも三野瀬對馬は同社では蓼取兼位智であるが、上古志村（現出雲市古志町）の久留須熊野権現（現久奈子神社）等では神主を務めている。同様に、位智の春日加納は知井宮本郷（現出雲市知井宮町）の智伊神社等で、また春日益衛は下古志村の天神社等で、それぞれ神主を務めている。[8]

さて、本題となる乙立村だが、**【史料1】**からも分かるように、神主を務めるのは大津村（現出雲市大津町）の江角家である。ただし、宝暦十四年当時の当主江角傳記は幼少のため、大原郡三代村（現雲南市加茂町三代）の古瀬上総が名代を務めている。大津村の江角家というのは、龍王社・八幡宮（現阿須利神社）を本務社とする社家で、その龍王社・八幡宮は、荻原八幡宮（現出雲市荻杼町の川跡神社）の幣頭兼神主宇多川家の幣下になる。つまり、江角家は本務社においては荻原八幡宮宇多川家の幣下であるが、兼務する乙立村の諸社においては比布智神社春日家の幣下となるのである。

その他、ここで触れておくべきこととして、乙立村の諸社の神主は同村に住まない江角家なのだが、位智は村内に居住する田邊家が代々務めていた。同家は隣接する所原村（現出雲市所原町）の社家田邊家の分家で、元禄年間没の家祖が乙立村に居着いたとされる。[9] 後述する神楽役指帳に度々その名が見えるように、「七座神事」において〈潮清〉を舞う役目を任されていた。また、笈権現社と小倉八幡宮の遷宮行列帳や棟札写によると、両社いずれにおいても位智田邊家は神輿の「御輿持先役」を務めている。なお、「御輿持後役」を務めるのは、笈権現社の鍵預（鍵引）・本願の伊藤家である。

三　乙立村で行われた神楽について

（一）はじめに

今回取り扱う天明元年（一七八一）から文化十三年（一八一六）までの期間の内、確認できた神楽役指帳は九点である。それらすべてを翻刻し、後掲「史料編」に掲載している。遺された神楽役指帳は九回分の神楽だけだが、その他の関係史料から類推すると、少なくともこの期間に一二回は行われたことが分かる。それでは、これら一二回の神楽はいつ、何を目的に行われたのか。そして、九回分の神楽役指帳から、演じられた舞と演目を併せて一覧化したものが、**【表1】**である。

まずは神楽の目的を見ていくと、一二回の内、実に一〇回は惣御崎式年神楽である。他の二回は、小倉八幡宮正遷宮が一回、笈権現社正遷宮が一回という内訳である。なお、小倉八幡宮正遷宮の一回は惣御崎式年神楽を兼ねているので、実質的に惣御崎式年神楽が一一回行われたことになる。先述したように、惣御崎式年神楽は「宝暦差出帳」の頃には小倉八幡宮にて「三年ニ一度」、十月九日を祭日として執り行われていた。「三年ニ一度」というのは現在の数え方に換算すると二年に一度ということになるが、もうこの頃になると必ずしもその通りには行われていない。

【表1】に十二支欄を設けたのは、石見の大元神楽においては十二支を基準にして式年神楽が執り行われてきたこともあり、それと同様の意識がここにもあったのかどうかを探るつもりで付してみた。**【表1】**の期間では、寅・卯・酉年に惣御崎式年神楽が行われたことを確認できないが、慶応三年（一八六七）までの全期間に拡げて見てみると、その後、寅・卯年にも行われており、結局のところ酉年を除くすべての年に行われていることを確認できた。酉年だけを避けたようには到底思え

【表１】乙立村で行われた神楽（天明元年〈1781〉～文化13年〈1816〉）

執行日	天明元年（1781）10月09日	天明04年（1784）10月09日	天明07年（1787）10月09日	寛政03年（1791）10月26日	寛政04年（1792）10月08日	寛政09年（1797）10月12日	寛政12年（1800）10月09日	文化元年（1804）10月09日	文化05年（1808）10月09日	文化07年（1810）10月09日	文化11年（1814）10月09日	文化13年（1816）10月09日
十二支	丑	辰	未	亥	子	巳	申	子	辰	午	戌	子
目的	惣御崎式	惣御崎式	惣御崎式	小倉遷宮 惣御崎式	笈遷宮	惣御崎式	惣御崎式	惣御崎式	惣御崎式	惣御崎式	惣御崎式	惣御崎式
役指帳	○	○	○	○	○	○				○	○	○
祝詞				○	○		○	○	○	○	○	
湯立神事	座鎮	入啓	入啓	入拍子	入拍子	入拍子				入拍子	入啓	入申
	剱舞	剱舞	剱舞	剱舞	剱舞	剱舞				剱舞	剱舞	剱舞
	玉矛	玉矛	玉矛	玉矛	玉矛	瓊矛				玉矛	玉茅	玉矛
	祝文	祝文	湯諄辞	湯祝文	湯祝文	湯祝文				祝文	湯祝文	祝文
	湯行	湯行事	湯行事	湯行	湯行	湯行事				湯行	湯行	湯行
	奉湯	喜餘目	喜餘目	奉湯	奉湯	奉湯				奉湯	奉湯	奉湯
七座神事	入啓	座鎮	座鎮	入啓	入拍子	座鎮				入拍子		座鎮
	剱舞	剱舞	剱舞	剱舞	剱舞	剱舞				剱舞	剱舞	剱舞
	潮清	潮清	潮清	潮請	潮請	湯清浄				潮清	潮清目	潮清目
	御座	御座	御座	御座	御座	御座				御座	御座	御座
	勧請	勸請	勧請	勧請	勧請	勸請				勧請	勧請	勧詞
	八乙女	八乙女	八乙女	八乙女	八乙女	八乙女				八乙女	八乙女	八乙女
	大諄辞	太諄辞	大諄辞	太諄辞	太諄辞	太諄辞				太祝詞	太祝詞	太祝詞
	手艸	手艸	手艸	手艸	手艸	手艸				手艸	手艸	手草
祈祷行法三座	悪广切	悪广切	悪广切	悪广切		悪广切				悪切	悪魔切	注連行事
	注連行	注連行事	注連行事	注連行事		注連行				注連行	注連行	悪魔切
	弓鎮守	弓鎮守	弓鎮治	弓鎮守		弓鎮守				弓行	弓行	弓行
神能	榊祭	柴佐	榊祭	榊祭		榊祭				榊祭	榊祭	式三番
	切目	切目	切目	切目		切目				式三番	式三番	切目
	惠比酒	惠比須	惠比酒	八幡		荒神				切目	切目	惠比須
	荒神	荒神	荒神	荒神		佐田				惠美須	荒神	荒神
	八幡	弓八幡	佐田	惠比須		住吉				荒神	弓八幡	弓八幡
	佐田	佐田	田村	田邑		田村				佐田	田村	田村
	住吉	住吉	弓八幡	住吉		惠比須				田村	惠美須	佐田
	三韓	三韓	住吉	佐田		弓八幡				住吉	佐田	三韓
	八戸	八戸	八戸	八戸		三韓				弓八幡	三韓	住吉
	日御碕	田村	三韓	三韓		八戸				三韓	住吉	八戸
		式三番	日御崎	日御崎		日御碕				八戸	八戸	日御碕
		日御碕								日御碕	日御碕	
託宣	神詫	詫宣	神詫	御神詫		神詫				神宣	神詫	神詫

※「惣御崎式」は惣御崎式年神楽、「小倉遷宮」は小倉八幡宮正遷宮、「笈遷宮」は笈権現社正遷宮の略。
※舞・演目等の名称は、誤記と思われるものも含め、史料の原文表記のままにしている。

ず、特段十二支は意識されていなかったと判断できるのではないだろうか。

惣御崎式年神楽を執り行うに当たっては、組による当番制が敷かれていたことが分かる。天明元年（一七八一）は「神事番　けんだ原」とあるように、見田原組が担当していた。続く天明四年（一七八四）の際は「当番　むかひ妙」とあり、向名組が当番を務めている。

全体を概観する限りにおいては、寛政四年（一七九二）の笈権現社正遷宮での神楽を除けば、構成なり演目なりに大きな差違は認められない。そのため、まずは天明元年（一七八一）の惣御崎式年神楽（**【史料2】**）を基準にして、その後の神楽で確認できる変化を捉えていきたい。

（二）神楽の構成について

神楽の構成だが、天明元年（一七八一）の神楽役指帳で、「以上」で区切られているところを見ていくと、「御湯立」／「七座御神事」／〈悪广切〉〈注連行〉〈弓鎮守〉／「神能」／「神詫」の五段で大きく構成されていたことが分かる。三段目の三演目が特別な扱いをされていたことは、文政三年（一八二〇）の所原村での神楽[10]でも同様であり、現在確認されている中では本史料が最も早い事例となる。本稿では、この一段目を「湯立神事」、二段目を「七座神事」、三段目を「祈祷行法三座」、四段目を「神能」、五段目を「託宣」と総称しておきたい。とりわけ三段目については、これら三演目をまとめる呼称を史料からは見出せないため、それらに共通する厄除け祈祷の趣旨をもとに仮にそう呼んでおきたい。

（三）「湯立神事」について

天明元年（一七八一）の神楽役指帳では、〈座鎮〉の後、〈剱舞〉〈玉矛〉〈祝文〉〈湯行〉〈奉湯〉の五座が舞われている。杵築大社の延享遷宮（一七四四）の際に行われた「湯立神事」[11]と同内容であり、「喜余目五座神事」[12]という呼び方もあるこ

とから、これら五座の構成は定まっていたと見える。

以下に舞の概要を記すが、あくまで現在伝承されている舞い振りから推測したものであることを予め断っておく。

〈剱舞〉は四人舞であり、前段は鈴と幣を持っての舞、後段はそれを刀に持ち替えての舞である。

〈玉矛〉は鈴と湯串を持って釜を四方から順に拝み、清めるもの。

釜が祓い清められたところで、〈祝文〉において祝詞が奏上される。この役は「社司名代」の永田上総が務めている。

〈湯行〉は湯串でもって釜の湯を掻き混ぜ、宙に秘文を描くというもの。

最後の〈奉湯〉は、両手に持った湯笹を釜の湯につけ、その湯で祭壇や社殿、神饌、斎主・斎員らを清めて回るものである。この役は「注連主」とあるので、字義通りに捉えれば幣頭が務めたことになる。ただし、天明四年（一七八四）以降はこの役をすべて「社司」が担当していることから、ここでの「注連主」は神主を意味していたのかもしれない。そうであれば、「社司名代」の永田上総が務めたのではなかろうか。

【表1】の通り、その後の神楽では舞の名称が異なっているものもあるけれども、基本的に舞自体は異なるものではない。付記しておくこととして、〈祝文〉と〈奉湯〉はその後も「社司」か「社司名代」が務めている。つまり、この二座は神主が務めるべきものとの認識があったことが窺える。

（四）「七座神事」について

天明元年（一七八一）の神楽役指帳では、〈入啓〉に続いて、〈剱舞〉〈潮清〉〈御座〉〈勧請〉〈八乙女〉〈大諄辞〉〈手艸〉の七座で構成されている。

〈剱舞〉は、「湯立神事」の〈剱舞〉と同様に四人舞であり、前段は鈴と幣を持っての舞、後段はそれを刀に持ち替えての舞である。

〈潮清〉は汐桶に汲んだ汐水で六方を祓い清める舞だが、前章でも触れたように、この役を務めた田辺岩治は乙立村住の位智である。そして彼はこの〈潮清〉だけを担当している。これに続く天明四年（一七八四）以降の八回の神楽でも、その内四回は田邊家がこの〈潮清〉を務め、いずれの回においても同家は〈潮清〉だけを担当している。乙立村では、この舞は田邊家が務めるものとの認識があったことが強く窺える。なお、残る四回の内二回は「アリ」が務めている。「アリ」とは、「在リ」「阿利」「有リ」「阿理」などとも表記されているが、出雲の近世の神楽関係史料には多くの事例があるように、巫女を指す呼称である。

〈御座〉は御神座用の莫蓙を振りつつ清める舞。この〈御座〉を舞う役は、杵築大社の延享遷宮でもそうであったが、無官の少年か男児に舞わせる事例を数多く確認できる。ただし、ここでは春日薩摩という大池村（現出雲市湖陵町大池）彌久賀神社の神主が舞っている。続く天明四年（一七八四）以降の八回の神楽では、その内四回は確実に〈御座〉役を男児が、内一回は巫女が務めている。必ず男児や巫女がすべき役というわけではないけれども、適齢の男児等がいれば舞わせる傾向が強かったことが分かる。なお、ちょうどこれら四回の際には、神主江角家の男児（豊太・室丸）が適齢だったようである。

〈勧請〉は「幣振り」とも呼ばれる奉幣の儀式であり、副斎主的地位の者が務めるものである。そのため、神主の江角家が行うべきであるが、これも名代が代行した可能性が高い。以後の神楽でもすべて「社司」か「社司名代」が務めている。

〈八乙女〉は巫女による舞であるが、ここに配役の記載はなく、実際に行われたのか、また、行われたとしたら誰が舞ったのか、何人で舞ったのかは不明である。以後の神楽では、巫女役であることは明記されているものの、何人で舞うものであったのかまでは見出せない。

〈大諄辞〉では、両脇に二人の「門神」役が仕える中、幣頭春日藤衛(枝)が祝詞奏上を行っている。付随して「幣舞」の記載があり、実際に行われたのかどうかはとも

かく、そのような舞が付随するものであったことが分かる。

以後の神楽では、文化七年（一八一〇）時には名代として武田諸栄が務めているが、それ以外はすべて幣頭の春日家が祝詞奏上役を務めている。武田諸栄にしても幣頭であり、仮に名代を充てる場合でもそれ相応の人物が選ばれていたことが分かる。また、「幣舞」についてだが、次の天明四年（一七八四）時には記載があるが、それより後には記載がなくなっている。

この〈大諄辞〉での祝詞奏上は、幣頭がこの日の神楽の趣旨を述べ、神に願い事を奉る最も重要な局面となる。そのため、祝詞が遺されていれば把握できることが増すのだが、幸いにもそれが複数遺されていた。

まずは寛政三年（一七九一）の惣御﨑式年神楽での祝詞である（**【史料6】**）。この時の神楽は、小倉八幡宮正遷宮と重なったため、本来の祭日より一七日遅れで執り行われた。このことを神に詫びるところから祝詞は始まる。そして燎火を焚き、「七座神事」や「神能」を執り行うことで、「神世天磐戸乃遺風」を「俳優」で表し、「槽置顕神明之憑談」、つまり神懸かりの様相を麁略ながら再現するのだと言う。それにより「両社」、つまり惣御﨑神と八幡神の神慮を慰めるとともに、天下静謐・国君武運長久・国中安寧、そして氏子たちに災いが降りかからず、疫病を防いでほしいとの願い事を奉っている。

単独の惣御﨑式年神楽として執り行われた際の祝詞も、寛政十二年（一八〇〇）のものを載せている（**【史料10】**）。冒頭の文言が異なりはするが、全体としては内容的に大きく異なるものではない。「神世乃遺形」を「俳優」で表し、「覆槽置顕神明憑談」に至らしむると述べる。その他、「当社乃仮拝宇而」とあることから、小倉八幡宮の拝殿で行われたことを確認できる。また、寛政三年時には藩主の武運長久を願うのみであったが、ここではその上に「宝祚無窮」と「征夷大将軍御武運長久」が加えられている。

これらに対して、惣御﨑式年神楽ではない、笈権現社正遷宮の〈太諄辞〉における祝詞（**【史料8】**）には、「俳優」および「槽置顕神明之憑談」の描写が見えない。実際、この時は「祈祷行法三座」「神能」「託宣」が行われていない。裏を返せば、少なくとも「俳優」は「神能」を、「槽置顕神明之憑談」は「託宣」を表していると判断することができるだろう。要は、この頃には既に、神道としての解釈の下で「託宣」の意味付けが行われていたことが読み取れる。まさに、祝詞が遺されていたからこその収穫である。また、祝詞ならではの言い回しと見るべきかもしれないが、「七座」を「ナヽクラ」、「神能」を「カンワザ」と読ませている点も興味深い。

「七座神事」の最後は〈手艸〉。手に榊などの手草を持って舞うものであり、「初段」から「四段」までの四段構成で行われる。ここでは各段一人ずつの舞が、計四度行われている。続く天明四年（一七八四）時には、全四段の内、三段目と四段目を二人の連れ舞で行う構成に変わっている。この形はその後、この地域での〈手艸〉の標準的構成となっており、現時点ではこの天明四年の事例が初見となる。

（五）「祈祷行法三座」について

先に述べた通り、これら「祈祷行法三座」が行われたことを示す神楽役指帳としては、現時点でこの天明元年（一七八一）のものが最古の事例となる。ここでは、〈悪广切〉〈注連行〉〈弓鎮守〉の名称で行われている。

〈悪广切〉は〈悪魔切〉、現在では〈悪切〉と呼ばれる舞で、刀でもって六方から寄せ来る悪魔を斬り祓う舞である。

〈注連行〉は〈注連行事〉の略であろうが、現在では〈神降ろし〉や〈祝詞〉と呼ばれ、「七座神事」の中に組み込まれている。ここで奏上される祝詞には、「悪魔退散」「病悩消除」などの文言が見られることから、[13] それらを意図した祈祷の行法であったことが窺える。次いで、三十番神の読み上げに応じて天蓋曳きが行われ、あたかも神が降臨したかのような情景を表現するものである。ここでは、配役が「注連職」とのみ記されている。先述の〈奉湯〉と同様、字義通りに捉えれば幣頭

が務めたことになるが、寛政三年（一七九一）以降はこの役を「社司名代」か「社司」が務めている。そうであれば、ここでの「注連職」もまた神主を意味していたのかもしれない。

〈弓鎮守〉は〈弓鎮治〉、〈弓行〉とも呼ばれる演目で、配役は七人から成る。主役に当たる「弓行」役が、四弓の縁起を語った後、「東」「南」「西」「北」「中」の神々と順々に問答する形で展開していく。最後に「地」の神役との問答の末、鬼門に一矢、次いで裏鬼門にも一矢、「悪ノ矢」を放つことで悪魔を祓うというもの。

この〈弓鎮守〉は、宇那手村（現出雲市宇那手町）で寛政五年（一七九三）に書写された神楽台本に登載されている。[14] これまではその書が〈弓鎮守〉の初見史料であっただけに、今回の発見でそれ以前からこの地域で行われていたことが明らかになった。

その他、付記しておくこととして、文化十三年（一八一六）時には順序が変わり、〈注連行事〉〈悪魔切〉〈弓行〉の順番で行われている。三座の順序は必ずしも定まっていたわけではなかったようである。

（六）「神能」について

天明元年（一七八一）の神楽役指帳によると、〈榊祭〉〈切目〉〈恵比酒〉〈荒神〉〈八幡〉〈佐田〉〈住吉〉〈三韓〉〈八戸〉〈日御碕〉の一〇演目が演じられている。〈榊祭〉は、現在では〈山の神〉〈山神祭〉〈柴佐〉などと呼ばれることが多い。この演目が所収されている神楽台本では、享和元年（一八〇一）の仁多郡湯村（現雲南市木次町湯村）勝部家旧蔵本に載る〈柴狭〉が初見と思われる。[15] そこに記載された筋立てと、現行の演じ方からの推測も交えつつ読み解いてみたい。「神」が榊を手にして舞っていると、そこへ「跡」（山の神）が現れる。「跡」は榊を取り戻そうとするが、「神」の正体が「春日の明神」だと知って平伏する。「跡」は「神」から十握の剱を授けられ、それでもって場を祓い鎮めるというもの。

〈切目〉以下の九演目については、先述の寛政五年宇那手本にすべて登載されている。そもそも同本には一二演目所収されているが、その内の一〇演目（〈弓鎮守〉および九演目）が演じられたことになる。逆に演じられていないのは〈田邑〉と〈日本武〉だけであり、いかに寛政五年宇那手本が当時の実態に合った神楽台本であったかがよく分かる。以下、先と同様に各演目について簡潔に筋立てを記すが、依拠するのは寛政五年宇那手本である。

〈切目〉は「奏」「神子」「神」の三役で演じられている。「奏」は奏神（奏仁）のことで、幕間に岩戸神話に絡めて神楽の起源を語る。まずは「神子」が現れるが、その役をまさに上朝山村の巫女が演じている。それに誘われて「神」が現れ、両者で問答を重ねるのだが、見せ場となるのは「神」による太鼓の打ち様であっただろう。さて、判断が難しいのは「神子」と「神」だが、おそらくここでの「神子」が寛政五年宇那手本の「神」に当たり、ここでの「神」が同本の「跡」に当たると思われる。それというのは、天明四年（一七八四）以降の神楽役指帳では「奏」「神」「跡」の三役となり、「神」を務めるのがすべて巫女だからである。石塚尊俊氏も指摘しているように、[16] 本来は太鼓を打つ役が切目尊であったはずである。寛政五年宇那手本では、「跡」が太鼓を打つので、「跡」が切目尊（＝「神」）であるはずなのだが、その相手役となる巫女（＝「神子」）の方を「神」としてしまっている。この混乱は既に天明四年から始まっていると言えるので、天明元年の神楽役指帳に記された「奏」「神子」「神」の配役は、本来の姿と言うべき貴重な記載と言えるだろう。

〈恵比酒〉は「大臣」「宮人」「神」の三役で演じられている。寛政五年宇那手本では「ミとせの社の神主」「宮人」「神」の三役だが、「大臣」であろうと「ミとせの社の神主」であろうと、道行により摂州西宮へ参る役という設定であれば筋立てそのものに違いはないと言える。「大臣」が摂州西宮に参り、そこで「宮人」から同社の縁起を聞く。すると「神」（蛭児尊）が現れ、舞いつ語りつ、釣りをなすと

いうものであろう。なお、寛政九年（一七九七）以降の神楽役指帳では、「宮人」が「相」に変わる。「相」とは間狂言のことであるが、そもそも「宮人」の役割は間狂言であるので、実質的な違いはない。

〈荒神〉は「奏」「神」「神」「跡」の四役だが、「奏」に配役が記されていないので、それは省かれたのかもしれない。寛政五年宇那手本でも同様の四役となっている。筋立ては、まず「奏」が三所太荒神の縁起を語る。三所とは素戔嗚尊・經津主神・武甕槌神だと。そして「神」（經津主神）と「神」（武甕槌神）が現れる。日神の仰せにより逆らう神を防ぎ安国となさんがために、「跡」（素戔嗚尊）と戦い、ついには従わせる。「跡」は服従の印として「天の叢雲の剱」を「神」（經津主神）に差し出し、代わりに「神」（武甕槌神）から白幣を授けられる。こうして「跡」は国津神となり、豊葦原中津国を守護していくのだと。

〈八幡〉は「大臣」「宮人」「神」の三役で演じられている。寛政五年宇那手本では〈弓八幡〉の名称で、配役は「石見国一宮の神主」「里人」「神」の三役となっているが、先の〈惠比酒〉と同様に、「大臣」と「石見国一宮の神主」、「宮人」と「里人」という役名程度の相違であれば、筋立て自体にさしたる違いはない。「大臣」が須佐郷の大宮明神に参詣し、そこで「宮人」から同社祭神（八幡神）の縁起を聞く。すると「神」が現れ、手にした弓矢を採物にして舞を舞うというもの。なお、先述の〈惠比酒〉と同様、寛政九年（一七九七）以降の神楽役指帳では、「宮人」が「相」に変わる。「相」とは間狂言のことであるが、そもそも「宮人」の役割は間狂言であるので、これも実質的な違いはない。

〈佐田〉は〈佐陀〉〈大社〉とも呼ばれる演目で、ここでは「大臣」「宮人」「老神」「神」「龍」の五役で演じられている。ただし、「宮人」と「神」に役者名は記されていない。寛政五年宇那手本に沿って筋立てを記すと、勅定を受けた「大臣」が佐田社（現佐太神社）に参詣する。まずは「宮人」（台本では「里人」）から同社の縁起（神有祭について）を聞き、次いで「老神」（台本では「老人」）からも縁起（祭神について）を聞く。場面的に似通っているため、それで「宮人」は略されたのかもしれない。こうして「神」が現れて舞い、さらに「龍」（台本では「竜神」）も現れ、「龍」は手に携えた「五色の御蛇」を「神」に捧げるという展開である。なお、ここでは「神」を誰が演じたのか記されていないが、その後の神楽役指帳ではこの役をすべて巫女が演じている。天明元年の神楽役指帳では、巫女に演じさせるべき役は空欄であったり、「見合」となったりしていることから、ここでも「神」役に巫女が充てられていた可能性は十分あり得る。しかも、このことは単に乙立村に限ったことではなく、見々久村で寛政元年（一七八九）と文政三年（一八二〇）に行われた神楽でも、やはり「神」を巫女が演じているのである。[17] さて、現行では「神」は「佐太大神」として表されるため、当然男性が演じるのであるが、ここで巫女が演じていたのであれば古くは女神として表されていたと考えられてくる。改めて寛政五年宇那手本に目を向けると、確かに「佐太大神」の名はどこにも出て来ない。「老人」が語る祭神の縁起や、「八百萬世の神乃父母われぞといゝて」という詞章から想定されてくるのは「伊弉冉尊」である。このことは単に寛政五年宇那手本に限ったことではなく、佐陀神能の正系本とされる明治十八年宮川本、同じく正系本とされる明治六年以前成立の中川本のいずれでも、この詞章の文言は異ならない。おそらく、モデルとなった能の〈大社〉において、この「神」に相当するのが「十羅刹女」であることから、〈佐田〉が創作される際にも「神」は忠実に女神として設定され、「伊弉冉尊」が充てられたと推測される。これまで指摘されることのなかった新しい見解として提示しておきたい。

〈住吉〉は「奏」「神」の二役で演じられている。寛政五年宇那手本でもこの二役による筋立てとなっている。まず、「奏」が住吉明神の縁起を語る。能の〈白楽天〉から材を取ったと思われるが、和歌の神としての所以を語る。そして「神」（住吉明神）が現れ、歌を詠みつつ舞うというもの。なお、元禄十一年（一六九八）に宇那手村で書写された神楽台本にも〈住吉能〉が所収されている。[18] これは寛政五年宇

那手本所収の〈住吉〉と比べると、「奏神」の部分がないだけで、詞章は基本的に同一である。

〈三韓〉は「皇后」「武内」「神主」「神子」「大鬼」「小鬼」「小鬼」の七役で演じられている。寛政五年宇那手本に沿って筋立てを記すと、「皇后」と「武内」が唐土へ向けて道行をし、まず住吉社にて祈願を請う。同社の「神主」が大祝詞を奏上し、「神子」が神楽を舞う。この「神子」役をまさに大池村の位智（巫女）が演じている。「皇后」と「武内」は渡海し、新羅の礒に着くと、そこで「皇后」が四弓の舞を舞う。すると「大鬼」「小鬼」「小鬼」が現れる。それぞれ「新羅」「百濟」「高麗」に当たるだろう。両者戦いとなり、遂には「皇后」「武内」が敵を討ち取るという展開である。

〈八戸〉は「翁」「姫」「姥」「素」「奏」「蛇」の六役で演じられている。寛政五年宇那手本でもこの六役で、それに沿って筋立てを記すと、まずは「翁」「姫」「姥」の歎き節の段から始まる。そこへ「素」（素戔嗚尊）が現れ、問答が繰り返された後、「素」は「姫」を得る。ここで前半が終わり、間狂言として「奏」の段となる。「奏」は素戔嗚尊の誕生から根の国追放、そして大蛇退治に至る一連の神話を語る。後半は「蛇」が現れるところから始まる。「蛇」が酔い臥したところで「素」が現れ、戦いを経て、「素」は「蛇」を斬り倒すというもの。

〈日御碕〉は「神」「大鬼」「小鬼」「小鬼」「小鬼」「鬼女」の六役で演じられている。寛政五年宇那手本に沿って筋立てを記すと、まずは「神」が現れ、「日御崎太神宮とは自なり」と名告る。そこへ船に「小鬼」を乗せた「大鬼」が現れ、両者戦いとなる。「神」により「小鬼」が順々に倒されていった後、「神」と「大鬼」の対決となる。採物の武具は初め弓矢で、後は剣。最終的に「神」は鬼神を残らず斬り倒し、異国の敵から国を守るという展開である。なお、寛政五年宇那手本に「鬼女」の記載はない。この天明元年の神楽役指帳では、見合った者に決めるという扱いであり、この扱いは〈八戸〉の「姫」と同じである。また、天明七年（一七八七）や寛政三年（一七九一）、文化十一年（一八一四）にはこの役を巫女が演じていることから、ここでも巫女の中から見合った者に決められたのであろう。おそらく「小鬼」と同様の役回りだったと思われる。

以上、天明元年時の「神能」に沿って一〇演目について読み解いて来たが、続く天明四年（一七八四）の神楽では〈田村〉〈式三番〉が追加され、計一二演目が演じられている。

〈田村〉は「将軍」「里人」「大鬼」の三役で演じられている。寛政五年宇那手本に沿って筋立てを記すと、まずは「将軍」こと「田村丸是則将軍」が現れ、鈴鹿山へ鬼神退治に向かう。道行きを経て同所に着くと、「里人」を呼び出し、鬼神の子細を聞く。こうして「大鬼」が現れるや、「将軍」は手に持つ長刀をがらりと投げて、むんずと組み合い、最後は太刀でもって斬り従えるというもの。

〈式三番〉は「千歳」「翁」「三番」の三役が舞方で、この演目だけは囃子方も明記される。「笛」と小鼓方三人の「頭取」「左」「右」、そして「大鼓」である。天下泰平・国土安穏を言祝ぐことを目的とし、三役がそれぞれめでたき舞を披露する。

特筆しておくこととしては、まず〈式三番〉の順番が気に掛かる。「神能」の幕開けに行われるべきこの演目が、天明四年時には一一番目に行われている。文化七年（一八一〇）以降は〈榊祭〉に続く二番目に行われ、納得できる位置に定着しているのだが、この常識も神門郡域では最初からそうであったわけではないと言えるのかもしれない。それというのも、明和七年（一七七〇）に鷺浦（現出雲市大社町鷺浦）で行われた神楽の際にも、八演目演じられた「神能」の内、〈式三番〉はその七番目に行われている。[19]

また、配役の「千歳」はすべて巫女が務めている。他の事例では男児が務めるケースもある。「三番」については、天明四年時にそれを務めた金本和民の年齢は定かではないが、他の神職たちに混じって多くの舞や演目を演じており、それなりの年齢に達していたと思われる。しかし、文化十一年（一八一四）と文化十三年（一八

一六）時にそれを務めた面白は男児としか思えず、また他の事例でも男児や巫女が務めたケースを多々確認できる。なお、明和七年（一七七〇）に鷺浦で行われた神楽の際には、「千歳」を石塚糺という数え五九歳の一社の神主が演じ、[20]「三番」については、無官とは言え、数え一八歳の春日新治郎が演じている。[21]要は、これも〈御座〉と同様、必ず男児や巫女がすべき役というわけではないけれども、適齢の男児等がいれば舞わせる傾向が強かったことが分かる。

以上の「神能」一二演目が、乙立村における神楽の最大演目数であり、以降の回ではこれら一二演目がすべて演じられるか、もしくは一演目減らして一一演目かで推移している。なお、天明七年（一七八七）・寛政三年（一七九一）・寛政九年（一七九七）の際には〈式三番〉が演じられず、文化十三年（一八一六）時には〈榊祭〉が演じられずに一一演目止まりとなっている。

（七）「託宣」について

「託宣」の名称は、「神詫」「詫宣」「御神詫」「神宣」とあるが、いずれも「湯立神事」「七座神事」「祈祷行法三座」「神能」の四段が終わった後の最終段階で行われている。また、配役も「神」と「神主」（「神職」）の二役で変わらない。[22]これをどう読み解くかだが、現在まで伝承されている近隣の類例、即ち大原神職神楽の手法から考えてみたい。

大原神職神楽に伝承されている「託宣」は、託台・祈祷師・斎主・副斎主・手添二名・大祓二名・前導の九名と、囃子方として太鼓役一名・笛役三名が関わる。[23]これらはあくまで全関係者であり、この内、特に重要な役となると、「託台」と「祈祷師」「斎主」に絞られてくる。「託台」は神懸かって神託を発する役。「祈祷師」は呪文や印によって「託台」を神懸からせる役。「斎主」は「託台」の神託を伺う役である。そうなると、もし現行の大原神職神楽と同様な手法でここでの「託宣」が行われていたとしたならば、「神」＝「託台」で間違いはないであろうが、「神主」は「祈祷師」とも「斎主」とも考えられそうである。ただし、敢えて「神主」という役名にしているところから推測すると、その両者の役割を併せ持たせた役と考えた方が良さそうである。それと言うのも、天明元年時の「神主」役は、斎主でも神主でもない糸賀民野が務めているが、文化七年（一八一〇）以降の三回では、神主の江角権少が「託宣」での「神主」役も務めているところから推察される。

江戸時代の神門郡内で「託宣」が行われたことを史料上で確認できるものとしては、宇那手村において宝暦五年（一七五五）以前に記された史料から、熊野権現・八幡宮（現火守神社）の十月十五日の祭礼で「若宮御詫」が行われていたことを確認できる。[24]ここでの「託宣」は、「神主」「神子」、それに三人の「氏子」が役割を担っている。「神子」と二人の「氏子」は弓矢を手にし、もう一人の「氏子」は真剣を手にする。「神子」らは「悪ノ矢」を放つことで「悪魔祓」をし、もう一人の「氏子」は真剣でもって「悪魔祓」を行う。そして、「神主」が呪文を唱え、幣を振るう中、「神子」は鈴を振りつつ神懸かり、若宮の神託を発するという展開だったと見える。ここでの「神」＝「託台」役は「神子」のため、乙立村での一連の神楽における「託宣」とは異なりはするが、趣旨や手法に何らかの共通性があってもおかしくはない。それというのも、乙立村での天明四年（一七八四）の神楽において、「託宣」の「神主」役を務めたのが宇那手村神主の田邊民恵だという関係もある。具体的に一例を挙げれば、「託宣」が行われる前に弓矢と真剣による悪魔祓いが行われていることを考えると、例の「祈祷行法三座」における〈弓鎮守〉〈悪广切〉と同様の趣旨が感じられる。もしかすると、古くからこの地域で行われてきた弓矢と真剣による悪魔祓いの発展形が、〈弓鎮守〉〈悪广切〉なのかもしれない。

もう一つ気になる点を記しておくが、弓矢と真剣による悪魔祓いの際には、次の歌が謡われるとある。

〈宇那手の御崎ハよいミさき、三日三夜ハ郷にたつ、七日七夜ハ舞遊、ゴヲンヤ〉

これに類似する詞章が、広島県庄原市東城町の杤木家に伝わる寛文四年（一六六四）の神楽能本所載の〈モクレンノ能〉の中に見える。「シカラハヨウゴガタワ八ケンニ神ドノヲタテ　三方ヘミツナヲハヱ　ゴヲウヤ〳〵ト舞アソビ玉へ」という詞章である。[25] これと同様の言い立てが、現在も当地の比婆荒神神楽では唱えられている。同神楽は「託宣」を現在も保持しているが、それが行われる「荒神納め」（「綱舞」「舞納め」とも）の段では、「託台」に相当する役の「神柱」が神懸かり状態に至ると、「胴取り」は「ごうや、ごうや……」と叫びながら早調子、乱れ拍子で胴長太鼓を打つと言う。この「ごうや」とは「牛王や」を指す。[26]

「託宣」について考えていく中で、様々な事象が関連し合っていることに気付かされた。「託宣」の秘儀がどのように行われ、どのように広がっていったのか、それを解き明かす手掛かりが少しずつながっていくように感じさせる。

四　乙立村での一連の神楽に関係した神職について

最後に、乙立村で行われた、天明元年（一七八一）から文化十三年（一八一六）までの神楽に関係した神職についてまとめておきたい。それを示したのが**【表2】**である。

乙立村には位智の田邊家は居住していたものの、神主の江角家の居村は大津村であり、あくまで乙立村の諸社は兼務社としての位置付けだった。そのこともあってか、乙立村の諸社で行われる遷宮はもちろん、惣御崎式年神楽についても幣頭が主体となって執行している。宇那手村では、遷宮の際の神楽は幣頭が主体となって行うが、それ以外の祭礼では神主が主体となって行うことになっていたので、それと比べれば異なる関わり方である。また、幣頭の春日家には、先述の通り、幣下は三野瀬家・天神春日家・江角家のわずか三家しかいない。そのため、神楽を執り行うに際しても、幣下だけでは人数が揃わないという弱みがあった。加えて江角家は、乙立村の神主としては比布智神社春日家の幣下だが、本拠の大津村の神主としては荻原八幡宮宇多川家の幣下であった。

以上のような事情があったからであろう、全期間を通じて他の四から六幣頭の幣下神職を招請して神楽を執り行っている。西端は久村（現出雲市多伎町久村）、北端は矢尾村（現出雲市矢尾町）、そして東端は出雲郡北嶋村（現出雲市斐川町名島）にまで及んでいる。実にこれだけ広範囲の神職に声を掛けなければ、舞方を揃えられなかったというのが実情だろうが、裏を返せば、他の幣頭の幣下神職に助勤を頼むことが制限なく行えたとも捉えることができる。また、以上のことから、この範囲内の神楽は基本的に同一のものであり、どの幣下の神職であっても一緒に舞い演じることが可能であったと理解することもできよう。

おわりに

今回、乙立村で執り行われた天明元年（一七八一）から文化十三年（一八一六）までの神楽役指帳をもとに、この地域の神楽の有り様について分析と考察を行った。最後にその要点をまとめておきたい。

まずは神楽の構成である。「湯立神事」「七座神事」「祈祷行法三座」「神能」「託宣」という五段から成る構成を、初めて確認できたことが挙げられる。これまで江戸時代の出雲神楽に関係する神楽役指帳は、それなりの数が確認されて来たものの、この構成はついぞ見出し得なかった。特に「託宣」の段を確認できたことが大きい。[27] 惣御崎式年神楽ということで、本来は「託宣」を行うことに特別な意味があったのかもしれないが、この頃には既にその意味が神道流に解釈されていたことも祝詞から確認できた。

「七座神事」では、〈潮清〉を乙立村の位智が務めていたこと、また、〈潮清〉と〈御座〉を巫女が務めていたことも多く確認できた。〈御座〉は男児にも舞わせていた。もちろんこれらは必然ではなく、適齢の者がいればということになるが、この二つの舞の特徴とも言える。なお、このことは〈式三番〉の「千歳」「三番」に

【表２】乙立村で行われた神楽に関係した神職

天明元年（1781）の惣御崎式年神楽に関係した神職

神職等の姓名	本務社	備考
春日藤衛(藤枝)	神門郡下古志村（現出雲市下古志町）／比布智神社	幣頭
春日由尾	〃	幣頭嫡子
江角氏	神門郡大津村（現出雲市大津町）／龍王社・八幡宮（現阿須利神社）	「社司」、本務社は荻原幣下
田辺岩治	神門郡乙立村（現出雲市乙立町）／笈権現社（現笈神社）	位智、比布智幣下
古瀬上総	大原郡三代村（現雲南市加茂町三代）／日吉山王社（現御代神社）	「社司江角氏代勤」
永田上総	神門郡高岡村（現出雲市高岡町）／八幡宮（現川跡神社合祀社）	「古瀬上総名代」、荻原幣下
古瀬満穂	神門郡稗原村（現出雲市稗原町）／星宮明神・市森神社（現市森神社）	朝山幣下
金本間瑠余	神門郡上朝山村（現出雲市朝山町）／雲井瀧権現（現朝山神社）	朝山幣下
上朝山(神子)	〃	〃
糸賀民野	神門郡三部村（現出雲市湖陵町三部）／八幡宮	神西幣下
春日薩摩	神門郡大池村（現出雲市湖陵町大池）／彌久賀神社	神西幣下
大池位智	〃	〃
春日重見	神門郡二部村（現出雲市湖陵町二部）／八幡宮（現阿祢神社）	神西幣下
春日美濃	神門郡常楽寺村（現出雲市湖陵町常楽寺）／山王権現社（現安子神社）	神西幣下
錦織角守	（未確定）	

天明4年（1784）の惣御崎式年神楽に関係した神職

神職等の姓名	本務社	備考
春日藤枝	神門郡下古志村（現出雲市下古志町）／比布智神社	「幣司」
春日由尾	〃	幣頭「嫡子」
江角豊太	神門郡大津村（現出雲市大津町）／龍王社・八幡宮（現阿須利神社）	神主家嫡子、本務社は荻原幣下
田辺岩次	神門郡乙立村（現出雲市乙立町）／笈権現社（現笈神社）	「位智」、比布智幣下
永田上総	神門郡高岡村（現出雲市高岡町）／八幡宮（現川跡神社合祀社）	「社司名代」、荻原幣下
稲田禾穂	神門郡堀江村（現出雲市平野町）／大土明神・八幡宮（現大土神社）	朝山幣下
古瀬満穂	神門郡稗原村（現出雲市稗原町）／星宮明神・市森神社（現市森神社）	朝山幣下
金本間瑠余	神門郡上朝山村（現出雲市朝山町）／雲井瀧権現（現朝山神社）	朝山幣下
金本和民	〃	〃
宇多川筑後	神門郡矢野村（現出雲市矢野町）／矢野神社（現八野神社）	朝山幣下
田邊(田辺)民惠	神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町）／久奈為熊野権現・八幡宮（現火守神社）	矢尾天王幣下
板木穂中	神門郡里方村（現出雲市里方町）／伊勢宮（現高浜神社）	矢尾天王幣下
在リ・神子・アリ		

天明7年（1787）の惣御崎式年神楽に関係した神職

神職等の姓名	本務社	備考
春日藤衛	神門郡下古志村（現出雲市下古志町）／比布智神社	「幣司」
江角豊太	神門郡大津村（現出雲市大津町）／龍王社・八幡宮（現阿須利神社）	神主家嫡子、本務社は荻原幣下
田辺岩次	神門郡乙立村（現出雲市乙立町）／笈権現社（現笈神社）	位智、比布智幣下
古瀬上総	大原郡三代村（現雲南市加茂町三代）／日吉山王社（現御代神社）	「社司江角名代」
永田上総	神門郡高岡村（現出雲市高岡町）／八幡宮（現川跡神社合祀社）	「社司名代」、荻原幣下
稲田禾穂	神門郡堀江村（現出雲市平野町）／大土明神・八幡宮（現大土神社）	朝山幣下
古瀬満穂	神門郡稗原村（現出雲市稗原町）／星宮明神・市森神社（現市森神社）	朝山幣下
稗原(神子)	〃	〃
金本間瑠余	神門郡上朝山村（現出雲市朝山町）／雲井瀧権現（現朝山神社）	朝山幣下
金本和民	〃	〃
上朝山(神子)	〃	〃
板木穂仲	神門郡里方村（現出雲市里方町）／伊勢宮（現高浜神社）	矢尾天王幣下
里方(神子)	〃	〃
鳥屋尾仲惠	神門郡矢尾村（現出雲市矢尾町）／高浜八幡宮	矢尾天王幣下
春日美濃	神門郡常楽寺村（現出雲市湖陵町常楽寺）／山王権現社（現安子神社）	神西幣下
石塚美濃	出雲郡神立村（現出雲市斐川町併川）／神立大明神（現万九千神社・立虫神社）	出西八幡幣下
神子・阿利		

寛政3年（1791）の小倉八幡宮正遷宮での神楽に関係した神職

神職等の姓名	本務社	備考
春日由尾	神門郡下古志村（現出雲市下古志町）／比布智神社	「幣司」
江角豊太	神門郡大津村（現出雲市大津町）／龍王社・八幡宮（現阿須利神社）	神主家嫡子、本務社は荻原幣下
江角室丸	〃	神主家嫡子の弟、本務社は荻原幣下
古瀬上総	大原郡三代村（現雲南市加茂町三代）／日吉山王社（現御代神社）	「江角代職」
金本和民(和多見)	神門郡上朝山村（現出雲市朝山町）／雲井瀧権現（現朝山神社）	「社司名代」、朝山幣下
古瀬満穂	神門郡稗原村（現出雲市稗原町）／星宮明神・市森神社（現市森神社）	朝山幣下
板木穂仲	神門郡里方村（現出雲市里方町）／伊勢宮（現高浜神社）	「社司名代」、矢尾天王幣下
板木仲躬	〃	〃
鳥屋尾中惠(仲惠)	神門郡矢尾村（現出雲市矢尾町）／高浜八幡宮	矢尾天王幣下
田辺民惠	神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町）／久奈為熊野権現・八幡宮（現火守神社）	矢尾天王幣下
鳥屋尾貞見	神門郡中荒木村（現出雲市大社町中荒木）／恵美須神社	西園妙見幣下
春日美濃	神門郡常楽寺村（現出雲市湖陵町常楽寺）／山王権現社（現安子神社）	「社司名代」、神西幣下
石塚頼惠	神門郡常松村（現出雲市常松町）／八幡宮（現常世神社）	
神子・有リ・アリ		

寛政4年（1792）の笈権現社正遷宮での神楽に関係した神職

神職等の姓名	本務社	備考
春日由緒	神門郡下古志村（現出雲市下古志町）／比布智神社	「幣司」
江角権之少	神門郡大津村（現出雲市大津町）／龍王社・八幡宮（現阿須利神社）	「神主」、本務社は荻原幣下
江角室丸	〃	「神主」の弟、本務社は荻原幣下
古瀬上総	大原郡三代村（現雲南市加茂町三代）／日吉山王社（現御代神社）	「江角代職」
永田上総	神門郡高岡村（現出雲市高岡町）／八幡宮（現川跡神社合祀社）	荻原幣下
板木穂中	神門郡里方村（現出雲市里方町）／伊勢宮（現高浜神社）	「社司名代」、矢尾天王幣下
鳥屋尾中惠	神門郡矢尾村（現出雲市矢尾町）／高浜八幡宮	矢尾天王幣下
田辺民惠	神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町）／久奈為熊野権現・八幡宮（現火守神社）	矢尾天王幣下
春日美濃	神門郡常楽寺村（現出雲市湖陵町常楽寺）／山王権現社（現安子神社）	神西幣下
アリ		

寛政9年（1797）の惣御崎式年神楽に関係した神職

神職等の姓名	本務社	備考
春日由尾(由緒)	神門郡下古志村（現出雲市下古志町）／比布智神社	「幣頭」
江角権之少	神門郡大津村（現出雲市大津町）／龍王社・八幡宮（現阿須利神社）	「神主」「社司」、本務社は荻原幣下
永田上総	神門郡高岡村（現出雲市高岡町）／八幡宮（現川跡神社合祀社）	荻原幣下
金本和民	神門郡上朝山村（現出雲市朝山町）／雲井瀧権現（現朝山神社）	朝山幣下
宇多川吉野	神門郡矢野村（現出雲市矢野町）／矢野神社（現八野神社）	朝山幣下
花田百枝	神門郡馬木村（現出雲市馬木町）／熊野権現社（現熊野神社）	朝山幣下
田邊(田辺)民惠	神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町）／久奈為熊野権現・八幡宮（現火守神社）	矢尾天王幣下
板木仲躬	神門郡里方村（現出雲市里方町）／伊勢宮（現高浜神社）	矢尾天王幣下
糸賀千里	神門郡三部村（現出雲市湖陵町三部）／八幡宮	神西幣下
春日美濃	神門郡常楽寺村（現出雲市湖陵町常楽寺）／山王権現社（現安子神社）	神西幣下
満衛	（未確定）	
アリ・阿理		
アリ・阿理		

文化7年（1810）の惣御崎式年神楽に関係した神職

神職等の姓名	本務社	備考
春日主鈴	神門郡下古志村（現出雲市下古志町）／比布智神社	「幣司」
武田諸栄	神門郡東神西村（現出雲市東神西町）／神西八幡宮	幣司の「春日名代」
江角権少	神門郡大津村（現出雲市大津町）／龍王社・八幡宮（現阿須利神社）	「神主」「社司」、本務社は荻原幣下
花田真澄	神門郡馬木村（現出雲市馬木町）／熊野権現社（現熊野神社）	朝山幣下
金本和民	神門郡上朝山村（現出雲市朝山町）／雲井瀧権現（現朝山神社）	朝山幣下
金本躬木	〃	〃
古瀬満穂	神門郡稗原村（現出雲市稗原町）／星宮明神・市森神社（現市森神社）	朝山幣下
古瀬主栄	〃	〃
田辺壽栄	神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町）／久奈為熊野権現・八幡宮（現火守神社）	矢尾天王幣下
糸賀大内藏	神門郡三部村（現出雲市湖陵町三部）／八幡宮	神西幣下
春日美濃	神門郡常楽寺村（現出雲市湖陵町常楽寺）／山王権現社（現安子神社）	神西幣下
春日将監	〃	〃
春日式部	神門郡二部村（現出雲市湖陵町二部）／八幡宮（現阿祢神社）	神西幣下
飯塚権頭	出雲郡北嶋村（現出雲市斐川町名島）／若宮神社	一社立
アリ		

文化11年（1814）の惣御崎式年神楽に関係した神職

神職等の姓名	本務社	備考
春日主税	神門郡下古志村（現出雲市下古志町）／比布智神社	「幣司」
江角権少	神門郡大津村（現出雲市大津町）／龍王社・八幡宮（現阿須利神社）	「神主」「社司」、本務社は荻原幣下
田邊岩司	神門郡乙立村（現出雲市乙立町）／笈権現社（現笈神社）	位智、比布智幣下
田邊正躬(政躬)(政美)	神門郡所原村（現出雲市所原町）／小野権現社（現富能加神社）	朝山幣下
花田真澄	神門郡馬木村（現出雲市馬木町）／熊野権現社（現熊野神社）	朝山幣下
金本和民	神門郡上朝山村（現出雲市朝山町）／雲井瀧権現（現朝山神社）	朝山幣下
金本躬木惠	〃	〃
古瀬満穂	神門郡稗原村（現出雲市稗原町）／星宮明神・市森神社（現市森神社）	朝山幣下
古瀬元馬(求馬)	〃	〃
田邊壽惠	神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町）／久奈為熊野権現・八幡宮（現火守神社）	矢尾天王幣下
糸賀大内藏	神門郡三部村（現出雲市湖陵町三部）／八幡宮	神西幣下
春日式部	神門郡二部村（現出雲市湖陵町二部）／八幡宮（現阿祢神社）	神西幣下
卜尾将監	神門郡常楽寺村（現出雲市湖陵町常楽寺）／山王権現社（現安子神社）	神西幣下
石原内記	神門郡久村（現出雲市多伎町久村）／國村神社	神西幣下
面白	（未確定）	
アリ		

文化13年（1816）の惣御崎式年神楽に関係した神職

神職等の姓名	本務社	備考
春日主税	神門郡下古志村（現出雲市下古志町）／比布智神社	「幣頭」
江角権少	神門郡大津村（現出雲市大津町）／龍王社・八幡宮（現阿須利神社）	「神主」「社司」、本務社は荻原幣下
花田真澄	神門郡馬木村（現出雲市馬木町）／熊野権現社（現熊野神社）	朝山幣下
金本和民	神門郡上朝山村（現出雲市朝山町）／雲井瀧権現（現朝山神社）	朝山幣下
金本躬木	〃	〃
古瀬満穂	神門郡稗原村（現出雲市稗原町）／星宮明神・市森神社（現市森神社）	朝山幣下
古瀬求馬	〃	〃
宇多川浮津	神門郡矢野村（現出雲市矢野町）／矢野神社（現八野神社）	朝山幣下
田辺壽惠	神門郡宇那手村（現出雲市宇那手町）／久奈為熊野権現・八幡宮（現火守神社）	矢尾天王幣下
糸賀大内藏	神門郡三部村（現出雲市湖陵町三部）／八幡宮	神西幣下
春日式部	神門郡二部村（現出雲市湖陵町二部）／八幡宮（現阿祢神社）	神西幣下
石原内記	神門郡久村（現出雲市多伎町久村）／國村神社	神西幣下
石塚太膳(多膳)	出雲郡神立村（現出雲市斐川町併川）／神立大明神（現万九千神社・立虫神社）	出西八幡幣下
面白	（未確定）	
アリ・阿利		

も当てはまる。また、〈手艸〉が最大四段から成っていたことはこれまでも知られていたが、その三段目と四段目が連れ舞になる初見を、天明四年（一七八四）の神楽役指帳から確認することができた。

「神能」では、まずは〈切目〉から得られた知見が挙げられよう。天明元年の配役、つまり「神子」と「神」の配役に、混乱が生じていく前の本来あるべき姿を見出すことができた。

〈佐田〉では、「神」を巫女が演じていることから、当時は「佐太大神」ではなく、「伊弉冉尊」として演じられていた可能性を指摘した。「八百萬世の神乃父母われぞといゝて」という詞章から考えれば、「佐太大神」では不自然だと感じるべきであったが、これら神楽役指帳のおかげで気づくことができた。

また、「神能」の幕開けに演じられるべき〈式三番〉が、神門郡内において神楽に採り入れられ始めた頃には、必ずしも幕開けではなかったことを確認できた。鷺浦での明和七年（一七七〇）の事例に続いて、天明四年（一七八四）の事例も新たに確認できたことで、単なる偶然ではなくなったと言えるだろう。

そして、何をおいても「託宣」である。神楽役指帳に明記され、一夜の神楽のどの段階で行われ、どのような配役で行われたのかを把握することができた。また、その役を宇那手村の神主が担当していたことから、同村で行われていた「託宣」の手法に示唆を得て、「祈祷行法三座」との関連性にまで踏み込んで考えてみた。

以上、今回の論考で取り上げた要点を最後にまとめた。何はともあれ、同一村内における神楽の役指帳を、実に九点、三五年にわたって確認できたことから、実に多くの知見を得ることができた。経年による変化を追うことができたし、逆に何年にわたっても変わらない特徴を見出すこともできた。紙幅の関係で今回は天明から文化年間までの紹介に止めたが、同村における神楽の役指帳はまだ一五点も存在する。次回は文政から慶応年間に至るものを翻刻するとともに、さらに分析と考察を進めていきたい。

付記・謝辞

本稿は、島根県古代文化センターテーマ研究「出雲神楽の研究」（平成三十年度～令和三年度）の研究成果の一部である。

本稿執筆に当たっては、研究の趣旨を理解し、史料の公開にご快諾頂いた比布智神社宮司野上雄護様、また、史料の寄託先である島根県立図書館資料情報課長大野浩様から多大なご協力を賜りました。ここに記して感謝の意を表します。

註

（1）日御崎社（現日御碕神社）は神門郡に鎮座するが、社頭杵築大社の差配を受けない「一社一令（例）」であった。

（2）『乙立郷土誌』（乙立自治協会、二〇〇五年）、二二頁

（3）前掲『乙立郷土誌』、二二頁

（4）前掲『乙立郷土誌』、三九五頁。ただし、主祭神の漢字表記は、『神國島根』（島根県神社庁、一九八一年）に記載されている通りとした。

（5）神主は史料により「社司」とも表記される。本稿では「神主」の表記に統一することとし、敢えて史料上の表記を用いる際には「社司」と「　」で囲む。

（6）惣御崎社は「惣御碕社」とも表記されるが、本稿で総称する際には「惣御崎社」に統一する。

（7）元禄十一年（一六九八）の「春日氏幣下六ヶ村安堵願裏書状」によれば、比布智社司春日左近は「私家之儀古志郷四ヶ村并乙立村・大島村、都合六ヶ村之幣頭職、代々無闕如相勤申候」と記している。『県社比布智神社史』（比布智神社、二〇一五年）所収

（8）智伊神社神主の春日家は、比布智神社では位智だが、智伊神社神主としては一社立であり、幣頭春日家の幣下にはならない。

（9）花田亀麿『乙立史』（私家版、一九五〇年）、一二六頁

（10）「御崎神社の文政三年正遷宮時の神楽役指帳」（田邊京二氏蔵）。拙稿「出雲市域における近世神職神楽の実例」『中国地方各地の神楽比較研究』（古代文化センター、二〇〇九年）所収

(11) 拙稿「出雲大社延享遷宮の祭儀 ―神門・出雲両郡の社家による「清メ神楽」を中心に―」『出雲神楽の研究』（古代文化センター、二〇二三年）所収

(12) 「御崎神社の寛政元年正遷宮時の神楽役指帳」（田邊京一氏蔵）。前掲「出雲市域における近世神職神楽の実例」、所収

(13) 拙稿「出雲神楽における七座の〈勧請（神降ろし）〉について ―近世役指帳に見える〈注連行事〉の分析から―」『山陰民俗研究』15（山陰民俗学会、二〇一〇年）

(14) 寛政五年神楽台本（塩野清明氏蔵）。拙稿「宇那手火守神社社家 塩野家文書について ―神楽関係史料の翻刻と分析―」『出雲神楽の研究』（古代文化センター、二〇二三年）所収

(15) 「神能記」（古代出雲歴史博物館蔵）。『出雲神楽の研究』（古代文化センター、二〇二三年）所収

(16) 石塚尊俊「切目の神楽考」『山陰民俗研究』5（山陰民俗学会、二〇〇〇年）、一四一頁

(17) 前掲「御崎神社の寛政元年正遷宮時の神楽役指帳」「御崎神社の文政三年正遷宮時の神楽役指帳」

(18) 「式三番・合鼓切目・住吉能・塩舞能」（塩野清明氏蔵）。前掲「宇那手火守神社社家 塩野家文書について ―神楽関係史料の翻刻と分析―」、所収

(19) 拙稿「江戸中期、鷺浦における神職神楽について ―明和七年役指帳の翻刻と分析―」『大社の史話』第一六八号（大社史話会、二〇一一年）所収

(20) 「田邊姓家系」（塩野清明氏蔵）によれば、石塚糺は正徳二年（一七一二）の生まれ。

(21) 「当神家系図書改正」（春日家蔵）によれば、春日新治郎は宝暦三年（一七五三）の生まれ。明和九年（一七七二）に任官し、陸奥正と号す。後、中務、美濃正と改号。

(22) 文化十一年（一八一四）時の「神詫」は、配役二役が「神」と「跡」である。しかし、直前の文化七年（一八一〇）時、直後の文化十三年（一八一六）時ともに担当する神職の顔触れが同じであることから、ここでは「神」＝「神主」、「跡」＝「神」と見なすことができる。

(23) 『大原神職神楽』（古代文化センター、二〇〇〇年）、三二～三三頁

(24) 「神門郡神戸里五社御祭礼」（塩野清明氏蔵）。前掲「宇那手火守神社社家 塩野家文書について ―神楽関係史料の翻刻と分析―」、所収

(25) 「備後東城荒神神楽能本集」『日本庶民文化史料集成』第一巻（三一書房、一九七四年）所収

(26) 『重要無形民俗文化財 比婆荒神神楽』（東城町文化財協会、一九八二年）、四二〇頁

(27) 牛尾三千夫氏は、飯石郡原田村（現出雲市佐田町原田）の風水大明神（現風土神社）で慶応三年（一八六七）に行われた神楽役指帳の中に、「託宣」の段があったことを確認しているが、残念ながらその史料の翻刻はなされていない。牛尾三千夫『神楽と神がかり』（名著出版、一九八五年）、二三八～二三九頁

史料編

史料翻刻の凡例

○史料の名称は、表紙外題等があるものはそれに従い、そうでないものは筆者が仮に名付けて〔　〕で囲んだ。
○旧字・異体字等は基本的に常用漢字に改めたが、地名や人名、演目名などの固有名詞は原文表記のままにしている。
○変体仮名も基本的に現行仮名に改めたが、助詞などに用いられる江（え）・而（て）・与（と）・者（は）・茂（も）などは小書きにしてそのまま用い、合字の𛀁（より）もそのまま用いている。
○誤記と思われる箇所は、傍らに〃（○○）〃を付して正した。ただし、断定できないものは〃（○○ヵ）〃と推定される字句を付すか、そのままに〃（ママ）〃としている。
○破損や虫喰い等で解読困難な箇所は、文字数が確認できれば〃□□〃、そうでなければ〃［　］〃で示している。
○原文と異なる箇所で改行する場合は、行末に〃」〃を挿入して示している。
○名前の下に付される印・花押は、実際にそれがある場合は〃（印）〃・〃（花押）〃と（　）書きで記し、案文や写などで印・花押・判などと記されているだけの場合は（　）で囲まずに記している。
○斜体は、後に書き加えられたであろう異筆を表す。
○▭は、後に付された貼紙を表し、下に書かれている文字を確認できた場合は、各史料の備考欄に記している。
○読み手の利便を図るため、適宜、読点（、）や並列点（・）を加えている。

【史料1】

〔年代〕宝暦十四年（一七六四）
〔名称〕神門郡古志郷比布智社并末社幣下抱之社差出帳
〔様式〕竪帳、縦二四・五cm×横一七・八cm
〔番号〕比布智（九九）
〔備考〕乙立村部分のみ翻刻。

【表紙】
宝暦十四年
神門郡古志郷
比布智社并末社幣下抱之社差出帳
甲申二月　　控

【本文】
〈〜〜前略〜〜〉
神門郡乙立村
伊弉冉尊
笈權現社
本社八尺四面
拝殿二間ニ三間
鳥居　高サ一丈
横七尺
境内宮山二百間四方
御免地一反二畝十二歩
祭礼　六月十四日　但御供献上ノミ
九月廿八日
隨神ナシ、馬場ナシ、縁記㊟ナシ
氏下乙立村
宝物ナシ
棟札之写
宝暦七丁丑
奉上葺笈権現、大守松平源少将宗衍公、幣頭春日造酒
六月吉祥日　　神主江角權頭

横八尺四寸　入六尺六寸　○文政六癸未年再建
但前縁ノ出三尺弐寸四歩
御拝出横四尺四寸四歩、入三尺壱寸弐歩
三方高欄縁ノ出壱尺七寸五歩
屋根柿葺

天保四巳年再建
拝殿　桁行弐間半　梁行九尺　屋根茅葺

同村
小倉八幡社
宇佐勧請
本社一間四方
拝殿二間ニ三間
境内　東西五十五間
南北五十間
馬場長サ十五間
鳥居高サ一丈、横八尺
御免地田二畝九歩
祭礼十月九日　御供献上ノミ　三年ニ一度夜神楽アリ
隨神末社縁記㊟共ニナシ
氏下笈權現ト同シ
棟札之写
宝暦七
奉造立小倉八幡宮、大主松平宗衍公、幣頭春日造酒
丁丑八月十八日　　社司江角權頭

文政五壬午年遷宮葺　横六尺八寸　但入六尺　前縁御拝出四尺四寸　四方高欄縁ノ出弐尺　屋根柿葺

同村
山王社　三尺四面
大己貴命　祭礼十月十五日
境内　東西五十間
南北二十間
御免地二畝歩

同村
立久惠權現　社石窟ナリ
内ニ宝殿アリ
祭神二座
大山祇㊟命
猿田彦尊
祭礼十一月八日
神田二畝三歩

同村向原ニアリ
天神社　二尺四面
道真公

同村同所
大歳社　二尺四面
大歳神

同村殿川内
山祇社　二尺四面
大山祇命

同村
荒神社　二尺四面
土祖神

同村

惣御﨑社
此社中古中絶シテナシ、小倉社ニテ修行スル夜神楽モコノ社ノ夜神楽ナリ、都而此度御触ノ品ナキモノ略之

外ニ
荒神四十箇所　尊号不分明
敷地ナシ、乙立村百姓田地ノ内ニアリ
フロハカリナリ
乙立村
都而右九社
大津村江角傳記名代大原郡三代村
社司　古瀬上総（印）
春日藤枝幣下　江角傳記幼少ニ付、
名代社司ノ宮、別紙ニ大原郡ヨリ書出スニ依テ略之

〈〜〜中略〜〜〉
右私抱之社末社ニ至迄、此度御触之品々有之分不残筆記、猶又幣下社司抱之社差出、能々遂吟味、書添差上ル者也
宝暦十四甲申　幣頭　春日藤枝（印）
二月
千家筑後殿
北嶋右近殿

【史料2】

〔年代〕天明元年（一七八一）
〔名称〕八雲神門郡乙立村惣御﨑式神楽正定
〔様式〕横帳、縦一三・〇cm×横三七・一cm
〔番号〕比布智（一三〇六）

【表紙】
八雲神門郡乙立村惣御﨑式神楽正定

【本文】
八雲神門郡乙立村
惣御﨑於瑞広前
式夜神楽奉執行
神役指正定
御湯立
座鎮　永田上総
一剱舞　糸賀民野
春日薩摩
春日重見
古瀬満穂
一玉矛　春日重見
一祝文　永田上総
一湯行　金本間瑠余
一奉湯　注連主
以上
七座御神事
入啓
一剱舞　金本間瑠余
春日重見
古瀬満穂
錦織角守
一潮清　田辺岩治
一御座　春日薩摩
一勧請　江角氏
一八乙女
門神　永田上総
金本間瑠余
一大諄辞　春日藤衛
御祓　惣社家中
幣舞
初　古瀬満穂
一手艸　二　永田上総
三　春日美濃
四　糸賀民野
以上
一悪广切　錦織角守
一注連行　注連職
一弓鎮守
弓行　金本間瑠余
東　薩摩
南　満穂
西　重見
北　角守
中　民野
地　美濃
以上
神能
一榊祭　神　重見
跡　美濃
一切目
奏　満穂
神子　上朝山
神　角守
一惠比酒
大臣　民野
宮人　美濃
神　満穂
一荒神
奏　満穂
神　民野
跡　角守
一八幡
大臣　満穂
宮人　民野
神　上総

一佐田
大臣　重見
宮人
老神　美濃
神
龍　薩摩

一住吉
奏　美濃
神　間瑠余

一三韓
皇后　薩摩
武内　美濃
神主　間瑠余
神子　大池位智
大鬼　上総
小鬼　重見
小鬼　角守

一八戸
翁　間瑠余
姫　見合
姥　民野
後奏　上総
前素　美濃
蛇　重見

一日御碕
神　薩摩
大鬼　美濃
小鬼　重見
小鬼　角守
小鬼　民野
鬼女　見合

以上

一神詫
神　間瑠余
神主　民野

成就御神楽

右御神事正定如此ニ
御座候　社司江角氏代勤
古瀬上総（花押）
天明元
丑神在月初九日

春日藤枝様

古瀬上総名代
高岡村
永田上総罷越

神事番
（見田原）
けんだ原
当年ゟ為挨拶社家
下来へも少宛祝儀
出ス
由尾罷越

……

【史料3】

〔年代〕天明四年（一七八四）
〔名称〕神門郡乙立邑惣御碕式
神楽正定
〔様式〕横帳、縦一三・二cm×
横三七・二cm
〔番号〕比布智（一四九七）

【表紙】
天明四年甲辰十月九日

神門郡乙立邑惣御碕式神楽正定
【本文】
八雲国神門郡乙立村
惣御碕於瑞広前
式夜神楽奉執行
神役指正定

御湯立
入啓　社司名代
永田上総

田邊民惠
金本和民
稲田禾穂
古瀬満穂

一剱舞

一玉矛　金本間瑠余

一祝文　社司
永田上総

一湯行事　板木穂中

一喜餘目　社司

以上

七座御神事

座鎮　永田上総
金本間瑠余
古瀬満穂
稲田禾穂
宇多川筑後

一剱舞
位智
田辺岩次

一潮清

一御座　江角豊太

一勸請　社司名代
永田上総

一八乙女　在リ

一太諄辞　幣司
春日藤枝
嫡子　春日由尾
永田上総
金本間瑠余
諸社家中

門神
御禊
幣舞

一手艸
初段　古瀬満穂
二段　板木穂中
三段　宇多川筑後
永田上総
四段　田辺民惠
稲田禾穂

以上

一悪广切　金本和民

一注連行事　注連主

一弓鎮守
弓行　間瑠余
東　民惠
南　和民
西　禾穂
北　満穂
中　筑後
地　穂中

以上

神能

一柴佐
神　上総
跡　間瑠余

一切目
奏　穂中
神　神子
跡　筑後

一惠比須
大臣　満穂
宮人　禾穂
神　間瑠余

一荒神
奏　民惠
神　筑後
神　上総
跡　満穂

一弓八幡
大臣　和民
宮人　筑後
神　上総

一佐田
大臣　満穂
老神　民惠
神　アリ
龍　禾穂

一住吉
奏　和民
神　穂中

一三韓　皇后　筑後
武内　民惠
神主　禾穂
神子　アリ
大鬼　穂中
小鬼　和民
小鬼　満穂

一八戸　翁　間瑠余
姫　豊太
後奏　姥　満穂
前素　民惠
蛇　穂中
禾穂

一田村　将軍　和民
里人　上総
大鬼　満穂

一式三番　千歳　アリ
翁　間瑠余
三番　和民
笛　民惠
頭取　穂中
左　筑後
右（後）　上総
大鞁　禾穂

一日御碕　神　民惠
大鬼　穂中
小鬼　満穂

小鬼　和民
鬼女　間瑠余
以上

一詫宣　神　間瑠余
神職　民惠

成就御神楽

右斎燈御神事式
尊敬然也　江角名代　永田上総
幣司　春日藤枝

天明四
甲辰神在月初九日

右之通、首尾好
成就　当番　（向名）むかひ妙
年寄甚右衛門
庄屋伊右衛門

十月九日夜晴天
及深更、少雨降
翌日雨止

由尾下来
社人　才十
草履　早助
長柄　久右衛門
挑箱　熊太良
高挑灯　茂八子

……

【史料4】

〔年代〕天明七年（一七八七）
〔名称〕神門郡乙立村惣御崎式夜神楽正定
〔様式〕横帳、縦一三・一cm×横三七・三cm
〔番号〕比布智（一四九二）
〔備考〕貼紙□の下には、「金本間瑠余」とある。

【表紙】

天明七歳
神門郡乙立村惣御崎式夜神楽正定
丁未十月九日

【本文】

八雲国神門郡
乙立村惣御崎
於瑞広前式夜
神楽奉執行神
役指正定

御湯立
入啓　社司名代　永田上総
「古瀬満穂
一稲田禾穂
一金本和民
「鳥屋尾仲惠

一剱舞

一玉矛　石塚美濃

一湯諄辞　社司名代　永田上総

一湯行事　春日美濃

一喜餘目　社司
以上

七座御神事

座鎮　永田上総

一剱舞　「金本間瑠余
一古瀬満穂
「春日美濃
「板木穂仲

一潮清　田辺岩次

一御座　江角豊太

一勧請　社司名代　永田上総

一八乙女　神子

一大諄辞　幣司　春日藤衛
門神　永田上総
禊　金本間瑠余
諸社家中

一手艸　初　板木穂仲
二　春日美濃
三　「鳥屋尾仲惠
「稲田禾穂
四　「古瀬満穂
「金本和民
以上

一悪広切　金本和民

一注連行事　注連職

一弓鎮治
弓行　金本間瑠余
東　満穂
南　上総
西　仲惠
北　禾穂
中　穂仲
地　美濃

以上

神能

一榊祭　神　上総
跡　間瑠余

一切目　奏　美濃
神　上朝山
跡　穂仲

一惠比酒　大臣　満穂
宮人　間瑠余
神　美濃

一荒神　奏　間瑠余
神　和民
神　満穂
跡　上総

一佐田
大臣　仲惠
老神　穂仲
神　稗原
龍　禾穂

一田村
将軍　和民
里人　上総
大鬼　満穂

一弓八幡
大臣　和民
宮人　美濃
神　間瑠余

一住吉
奏　美濃
神　穂仲

一八戸
翁　間瑠余
姫　豊太
姥　石塚　美濃
素　美濃
奏　穂仲
大蛇　禾穂

一三韓
皇后　美濃
武内　禾穂
神主　間瑠余
神子　里方
大鬼　仲惠
小鬼　美濃
小鬼　和民

一日御崎
神　美濃
大鬼　満穂
小鬼　禾穂
鬼女　和民
阿利

一神詫
神　間瑠余
神主　美濃

以上

成就御神楽

右斎燈夜神楽
祭祀尊敬然也　社司江角名代　幣司　古瀬上総
春日藤衛

天明七
丁未神在月九日

……

【史料5】

〔年代〕寛政三年（一七九一）
〔名称〕神門郡乙立村小倉八幡宮夜神楽正定
〔様式〕横帳、縦一三・三cm×横三七・三cm
〔番号〕比布智（一四九四）

【表紙】
寛政三年亥十月廿六日
神門郡乙立村小倉八幡宮夜神楽正定
小倉八幡宮上葺正遷宮之夜
但式年神事番ニ候得共、御遷宮之節迄相延如斯候

【本文】
山陰道八雲国
神門郡乙立村
小倉八幡宮夜
神楽奉執行神
役指正定

一入拍子　石塚頼惠

一剱舞
春日美濃
鳥屋尾貞見
金本和民
古瀬満穂

一玉矛　板木仲躬

一湯祝文　社司名代　板木穂仲

一湯行　田辺民惠

一奉湯　社司

以上

御遷宮御安座

御供献上

諸社家中惣禊

七座御神事

入啓

一剱舞
板木穂仲
鳥屋尾中惠
石塚頼惠
田辺民惠

一潮請（清カ）　春日美濃

一御座　江角室丸

一勧請　社司名代　春日美濃

一八乙女　神子

一太諄辞　幣司　春日由尾

一手艸
初
鳥屋尾中惠
二
鳥屋尾貞見
古瀬満穂
金本和民
板木穂仲
田辺民惠

一悪广切　金本和民

一注連行事　社司名代　金本和多見

東　民惠
南　満穂
中　穂仲

一弓鎮守
弓行和民
西　仲惠
北　貞見
地　美濃

一榊祭
神　仲躬
跡　頼惠

一切目
奏　仲惠
神　神子

跡　穂中

一八幡
大　貞見
宮人　美濃
神　満穂

一荒神
奏　民惠
神　満穂
神　和民
跡　仲惠

一惠比須
大臣　頼惠
宮人　貞見
神　民惠

一田邑
将軍　和民
里人　仲惠
跡　満穂

一住吉
奏　穂仲
神　美濃

一佐田
大臣　仲躬
老神　民惠
神　神子
龍　貞見

一八戸
翁　民惠
姫　有リ
姥　和民

一素　穂仲
一奏　頼惠
「大蛇　仲惠

一三韓
皇后　満穂
武内　美濃
神主　和民
神子　有リ
大鬼　民惠
小鬼　仲惠
小鬼　室丸

一日御﨑
神　貞見
大鬼　頼惠
小鬼　仲惠
小鬼　豊太
鬼女　アリ

一御神詫
神　美濃
神主　穂仲

以上

成就御神楽

右尊敬然也　江角代職　古瀬上総
幣司　春日由尾

寛政三辛亥
神有月廿六日

……

【史料6】

〔年代〕寛政三年（一七九一）
〔名称〕〔惣御﨑式年神楽祝詞〕
〔様式〕継紙、縦二八・八cm×横八一・七cm
〔番号〕比布智（一三八三―一三）

【端裏書】
寛政三辛亥年
乙立村惣御碕神夜神楽　祝詞

【本文】
謹恐称祝辞申
抑今月初九日○此郷仁鎮座
惣御碕神○雖当順年神事
乃式○当社修覆之催、依為
半○事乃行状告断　神霊○
定日及遅引○今日撰吉辰○
四方乃社司等群参于茲○
終夜焼火而、神事七座
執行○奉慰両社乃神慮○神世
天磐戸乃仰遺風○神宮
乙女等巧作俳優○火処焼
槽置顕神明之憑談○
其事乃麁状奈留乎波○神
直日大直日仁見直聞
直志賜比○愛愍納受乃
賜垂冥助○伏願波
天下静謐○国君武運長久○
国中安寧○且氏人等
無諸災殃○流行乃諸疫仁
至満天防禦賜令成
至祝至祷

……

茲時
寛政三辛亥稔十月廿六日
春日易重
敬白

……

【史料7】

〔年代〕寛政四年（一七九二）
〔名称〕神門郡乙立村笈権現七座御神事正定
〔様式〕横帳、縦一三・二cm×横三七・二cm
〔番号〕比布智（一四九九）

【表紙】
寛政四壬子歳　社役
神門郡乙立村笈權現七座御神事　正定
神在月八日　神主江角権之少

【本文】
山陰道八雲国
神門郡乙立村
笈權現於広
前仁七座御神
事奉執行社
役指正定

湯御神事

一入拍子　永田上総

一剱舞
田辺民惠
鳥屋尾中惠
永田上総
春日美濃

一玉矛　永田上総
一湯祝文　社司名代　板木穂中
一湯行　春日美濃
一奉湯　社司

以上

御遷宮御安座
御供献上
諸社家中惣禊

七座御神事
先入拍子　鳥屋尾中惠
次剱舞　板木穂中
永田上総
春日美濃
鳥屋尾中惠
次潮請（清カ）　春日美濃
次御座　江角室丸
次勧請　江角権之少
次八乙女　アリ
次太諄辞　春日由緒
初　鳥屋尾中惠
二　春日美濃
次手艸　「板木穂中
「田辺民惠
「永田上総
「春日美濃

成就御神事
右尊敬然也　江角代職　古瀬上総
幣司　春日由緒

……

【史料8】

〔年代〕寛政四年（一七九二）
〔名称〕〔笈権現正遷宮祝詞〕
〔様式〕継紙、縦二九・四cm×横八六・二cm
〔番号〕比布智（一三八四―一七）

【端裏書】
寛政四壬子十月八日
笈権現正遷宮　祝辞

【本文】
倩考旧冊、当山仁安置
神魂、経幾星霜哉乎、往々
修造乃存古典、于茲亦績
歳而、霜雪為犯於殿内、
仍之氏人合志、葺替之功
及于成就而、今月今日撰
吉辰而、為還幸訴公、
許諾下茲、披怡喜之眉、
抑番匠打槌、神殿磐石
乃表佳儀、社司及神官等
集茲而、清浄殿宇、
神霊奉還御本殿、神官
里長始止志弖、諸氏人各捧

神器幣物、供奉之、其
行粧厳哉、赫々然、神明乃
徳光如何、不畏敬乎　且
神世磐戸乃理相伝弖
神事七座於執行、奉慰
神慮、伏願波参集之輩、
有汚穢不浄之過犯、神直日
大直日尓見直聞直賜陪、
伏願波別而波一天泰平
社頭康栄　国君寿齢
均亀鶴、邦内盛茂
比松柏、此里乃諸人
内与利興留無風塵、外
与利来留無災害、萬
守護幸賜陪、幣司易重
至祝至祷
寛政四年壬子
神在月八日

【史料9】

〔年代〕寛政九年（一七九七）
〔名称〕神門郡乙立村惣御碕夜神事正定
〔様式〕横帳、縦一三・〇cm×横三七・二cm
〔番号〕比布智（一五〇〇）

【本文】

神門郡乙立村
惣御崎大神於
広前夜神楽役
指正定

御湯立

入拍子

一剱舞

一瓊矛

一湯祝文

一湯行事

一奉湯

以上

七座御神事

一座鎮

一剱舞

一湯清浄

一御座

巳神在月十二日　神主　江角権之少
但式年十月九日ニ候処
園村妙見社御遷宮ニ付、社家差合如此

【表紙】

寛政九年

神門郡乙立村惣御碕夜神事正定

一勸請　社司　江角権之少

一八乙女　阿理

一太諄辞　春日由尾

一手艸

一　板木仲躬
二　宇多川吉野
　　春日美濃
三　糸賀千里
四　永田上総
五　田辺民惠

一悪广切　金本和民

一注連行　社司

一弓鎮守　東　民惠
　　南　百枝
　　行事　上総
　　西　千里
　　北　仲躬
　　中　吉野
　　地　美濃

一榊祭　神　満衞
　　跡　和民

一切目　奏　千里
　　神　阿理
　　跡　民惠

一荒神　奏　美濃
　　神　百枝
　　神　和民

一日御碕　神　満衞
　　跡　吉野
　　小　アリ
　　小　アリ

一神詫　神　千里
　　神主　美濃

以上

千穐萬歳
所繁昌

神主　江角権之少（印）

幣頭　春日由緒

【史料10】

〔年代〕寛政十二年（一八〇〇）
〔名称〕〔惣御崎式年神楽祝詞〕
〔様式〕継紙、縦二九・〇cm×横一二八・八cm
〔番号〕比布智（一五一三―三）
〔備考〕本文18行目の割書には「感応茲格而」とふりがなが振られている。

【端裏書】

寛政十二庚申

惣御碕社　神楽祝文

【本文】

謹考、渾沌妙理○及薄靡
為天、淹滞為地○神聖更
出、徳化施賜布○偉哉
霊徳至哉、神功○照鑑

跡　吉野
大臣　上総
相　アリ
老　仲躬
神　アリ
龍　満衞

一住吉　奏　百枝
　　神　民惠

一田村　将軍　和民
　　里人　上総
　　跡　百枝

一惠比須　大臣　満衞
　　相　千里
　　神　上総

一弓八幡　大臣　仲躬
　　相　和民
　　神　百枝

一三韓　皇后　満衞
　　武内　和民
　　神主　美濃
　　神子　アリ
　　新　百枝
　　百　仲躬
　　高　千里

一八戸　脚　吉野
　　手　千里
　　姫　アリ
　　素　美濃
　　奏　上総
　　蛇　仲躬

察々、爰感爰応○諸人
無レ不レ蒙二恩頼一○于レ茲当村
惣御碕神乃為奉慰二
神慮一○任二旧例一、当社乃
仮二拝宇一而○集二四方乃
神宦及乙女子等○先奏一
神事七座一○次奉レ執一行
諸神能一○太古天磐戸
乃案二理相一○愛二諸俳優一
日神開二磐戸一○謹而
神世乃仰二遺形一○終夜
焼二篝火一、覆槽置顕
神明憑談○
伏願波両社乃神明感応茲格而宝祚無窮○
征夷大将軍御武運長久○
当国主常磐固磐尓
繁昌給恵○次尓波此里乃
氏人○内与利興留無一
災害一○外与利来留
無二風塵一○群参乃諸人
有一悪穢一○神直日大
直日仁見直志聞直志○
萬愛愍於垂賜恵止
謹美々々恐礼惶美毛
申寿
于時
寛政十二庚申
神有月九日
春日益躬
易重
……

【史料11】

〔年代〕文化七年（一八一〇）
〔名称〕神門郡乙立村惣御崎社
式夜神楽正定
〔様式〕横帳、縦一三・二cm×
横三七・一cm
〔番号〕比布智（一三〇五）

【表紙】

正
神門郡乙立村惣御崎社式夜神楽
定

【本文】

神門郡乙立村惣
御崎神社式年
夜神楽正定
湯立
一入拍子　田辺壽栄
一剱舞　糸賀大内蔵
花田真澄
春日将監
古瀬主栄
一玉矛　金本躬木
一祝文　社司
一湯行　金本和民
一奉湯　社司
七座御神事
一入拍子　春日式部
一剱舞　金本和民
花田真澄
春日将監
古瀬満穂
一潮清　アリ
一御座　飯塚権頭
一勧請　社司
一八乙女　アリ
一太祝詞　春日名代　武田諸栄
門人　権少　式部
一手艸　田辺壽栄
春日美濃
春日式部
糸賀大内蔵
金本和民
古瀬主栄
一悪切　春日将監
一注連行　社司
一弓行　東　式部
南　真澄
西　和民
北　大内蔵
美濃
中　主栄
一榊祭　地　将監
神　主栄
跡　将監
一式三番　千　アリ
翁　美濃
笛　壽栄
頭　和民
左　満穂
右　式部
大　主栄
一切目　奏　主栄
神　アリ
跡　大内蔵
一惠美須　大臣　将監
相　美濃
神　式部
奏　将監
一荒神　神　満穂
神　真澄
跡　和民
大臣　主栄
一佐田　老人　和民
神　アリ
龍　権頭
将軍　躬木
一田村　相　壽栄
跡　真澄
一住吉　奏　式部
神　和民
一弓八幡　大臣　躬木
神　真澄
一三韓　神后　権頭
武内　将監
神主　和民
神子　アリ
新　満穂
百　大内蔵
高　主栄
翁　美濃
姫　アリ
姥　躬木
一八戸　奏　主栄
素　和民
蛇　権頭
神　大内蔵
大鬼　満穂
一日御碕　小鬼　将監
小鬼　真澄
小鬼　権頭
一神宣　神主　権少
神　和民
右斎祀尊敬然也
文化七庚午
十月九日
神主　江角権少
幣司　春日主鈴
……

【史料12】

〔年代〕文化十一年（一八一四）
〔名称〕神門郡乙立村惣御崎式年夜神楽正定
〔様式〕横帳、縦一三・二cm×横三七・三cm
〔番号〕比布智（一四九五）
〔備考〕貼紙□の下には、「糸賀大内蔵」とある。

【表紙】
神門郡乙立村惣御崎式年夜神楽正定

【本文】
神門郡乙立村
御崎式歳御神
事役指正定
入啓
春日式部
卜尾将監
金本躬木惠
花田真澄
一劔舞
石原内記
一玉茅(子)
一湯祝文　社司
一湯行　田邊壽惠
一奉湯　社司
以上

七座御神事
金本和民
糸賀大内蔵
田邊正躬
古瀬元馬
一劔舞
田邊岩司
一潮清目
金本躬木惠
一御座
社司
一勧請
アリ
一八乙女
春日主税
一太祝詞
田邊壽惠
卜尾将監
春日式部
石原内記
古瀬満穂
花田真澄
一手艸
以上
金本和民
一悪魔切
社司
一注連行
東　壽惠
南　真澄
中　将監
一弓行
黄　大内蔵　式部
西　内記
北　躬木惠

一榊祭　神跡　元馬和民
笛右左頭千翁三番　壽惠将監内記式部アリ和民面白
一式三番
一切目　奏跡　政躬大内蔵
一荒神　奏神神跡　求馬式部将監内記
一弓八幡　大臣相神　大内蔵真澄満穂
一田村　将軍相跡　真澄式部躬木惠
一神詫　神跡　権少和民
一三韓　神主神子百高新　和民アリ将監躬木惠内記
一住吉　奏神　式部和民
一八戸　翁手姫　内記躬木惠アリ
一日御碕　奏素蛇　政美和民求馬
神　満穂内記大鬼小小悪女　将監真澄アリ
神功武内　満穂式部
一惠美須　大臣相神　政躬和民求馬
右斎記(也)尊敬
然也　神主江角権少
成就御神楽
于時文化十一年
甲戌神在月九日　幣司春日主税
……

【史料13】

〔年代〕文化十三年（一八一六）
〔名称〕神門郡乙立邑惣御崎式年夜神楽正定
〔様式〕横帳、縦一三・一cm×横三七・四cm
〔番号〕比布智（一四八〇）

【表紙】
神門郡乙立邑惣御崎式年夜神楽正定

【本文】
神門郡乙立邑惣御崎
式年夜神楽神事
役指正定
先御湯立
入申　宇多川浮津
古瀬求馬
石原内記
金本躬木
花田真澄
一劔舞
石塚太膳
一玉矛
社司
一祝文
春日式□(部)
一湯行
社司
一奉湯
以上

七座神事
座鎮　金本和民
一剱舞　古瀬満穂　田辺壽惠　宇多川浮津　糸賀大内□（藏）
一潮清目　アリ
一御座　金本躬木
一勧詞（請カ）　社司
一八乙女
一太祝詞　幣頭　春日主税
門神　金本和民　石塚多膳　春日式□（部）　石原内記　古瀬求馬　花田真澄
一手草
一注連行事　社司
一悪魔切　金本和民
東　壽惠　南　真澄
中　求馬
一弓行　弓主　式部
黄　浮津
西　内記　北　大内藏

千載　阿利
翁　和民
三番　面白
式三番　笛　壽惠
頭　式部
左　求□（馬）
右　真澄
大　躬木

切目　奏　内記
神　アリ
跡　大内□（藏）

惠比須　大臣　浮津
相　和民
神　満穂

荒神　奏　壽惠
経　真澄
武　躬木
跡　求馬

弓八幡　大臣　多膳
相　真澄
神　和民

田村　将軍　真澄
相　躬□（本）
跡　和□（民）

佐田　大臣　内記
老人　壽□（惠）
神　アリ
龍　躬□（本）

神功　満穂
武内　式部

三韓　神主　和民
神子　アリ
新　内記
百　大内藏
高　真澄

住吉　奏　求馬
神　浮津

八戸　翁　壽惠
姥　躬木
姫　和□（民）
素命　真□（澄）
奏　浮津
蛇

日御碕　神　大内藏
大鬼　内□（記）
小鬼　式部
小鬼　多膳

神詫　神主　権少
神　和民

成就神楽

右斎祀尊敬然也

文化十三年
子神在月九日
神主　江角権少
幣頭　春日主税

……

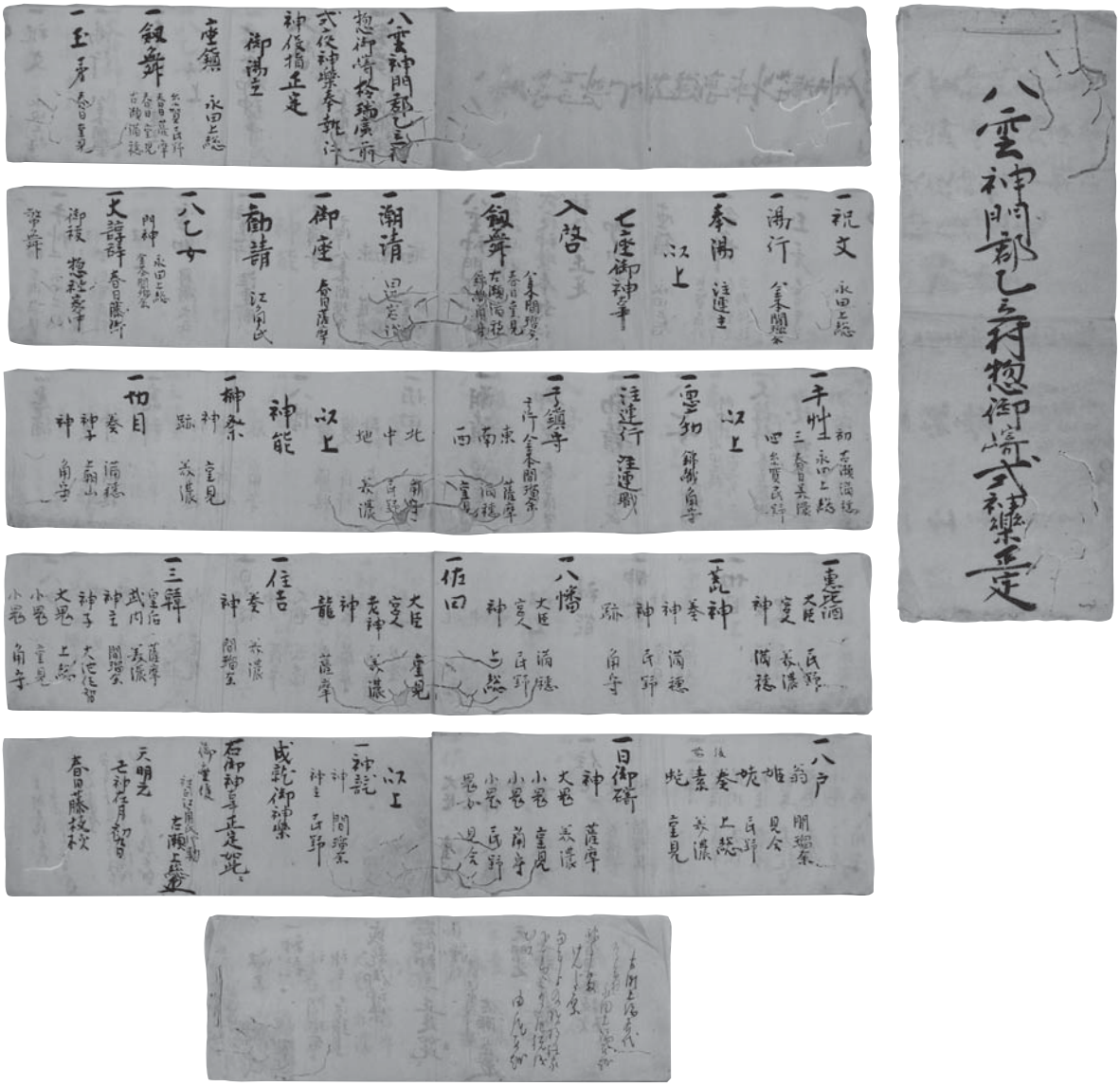

【史料２】「八雲神門郡乙立村惣御崎式神楽正定」（天明元年〈1781〉）

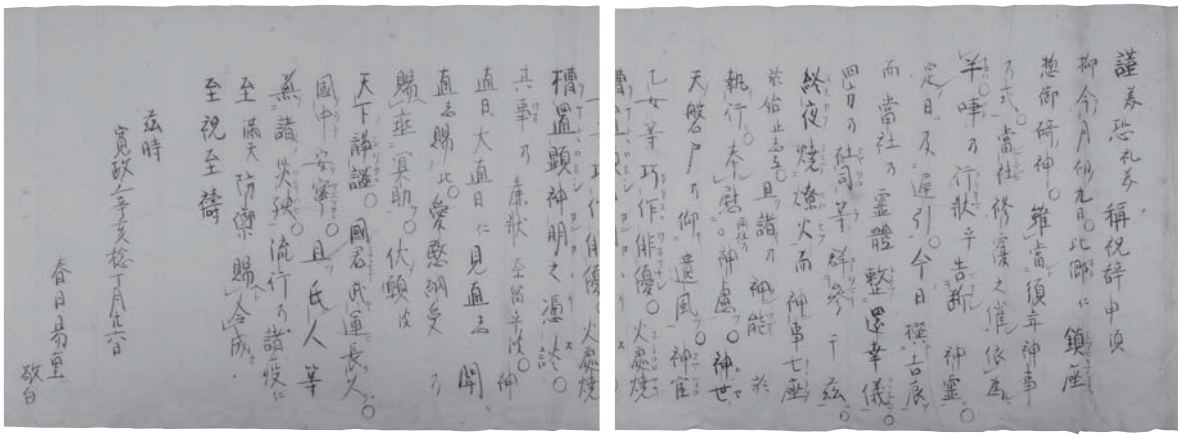

【史料６】〔惣御崎式年神楽祝詞〕（寛政３年〈1791〉）